

第6回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第6回岩手町農業委員会総会は、令和5年12月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用最適化推進委員 今松 一広

農地利用最適化推進委員 横田 堅一郎

(開会時刻 午後1時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第6回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、5番藤澤暁宏委員、6番府金秀一委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の田村事務局長補佐をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は5ページになります。

番号 12、土地の所在は、大字川口第 28 地割地内の畑 1 筆 562 m²、田 6 筆 3,602 m²、合計 7 筆、総面積 4,164 m²について、記載の所有者の方が家族とともに町外に在住するため管理・耕作できないとの事により記載の地域の農業者の方が、総額土地代 5 万円で売買により所有権移転して耕作していくものでございます。

場所につきましては、6 ページをご覧ください。

番号 13、土地の所在は、大字川口第 24 地割地内の畑 1 筆、面積 4,353 m²について、記載の地域の農業者の方の希望により、所有者である記載の方が耕作するにあたり道路もなく不便を感じており、尚且つ労力不足でもあったため記載の 553,000 円にて売買するものでございます。

場所につきましては、7 ページをご覧ください。

議案書は、8 ページをご覧ください。

番号 14、土地の所在は、大字五日市第 5 地割地内の田 1 筆 2,281 m²について、所有者の方が労力不足により耕作できないとの事で、地域の記載の農業者の方が借受け耕作していくものでございます。土地賃貸対価としては、記載のとおり年間玄米 5 俵となります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

今松一広推進委員 現地調査の結果について、推進委員の今松から報告いたします。

本日、午前 9 時から福浦委員、横田推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3 条申請、受付番号 12 番と 13 番、14 番の農地について報告します。

12 番の農地は●●より南に約 600 メートルの所にあり、全筆畑又は田として管理されておりました。

13 番の農地は、南山形地区の●●を直線約 250 メートルから 300 メートルほど西側に向かった主に山林に囲まれたところであり、耕作はされていないように見えました。畑として管理されている状態でした。

14 番の農地は、川原木の集落内にある●●から約 120 メートル南西にあり、田として管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま報告をいただきました。質疑ございませんか。

9 番佐々木委員 13 番の方ですが、届け出が事務局に来たんですか。何をするのでですか。

局長 補佐 はい。山菜をつけると聞いておりました。

議長 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議長 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は、10ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

議案書は11ページをご覧ください。

番号12、土地の所在は、大字五日市第11地割地内の登記地目、田、現況地目、原野1筆869㎡について、隣接する現在駐車場として活用している750㎡分と併せて店舗及び駐車場、その他付帯施設を建築するために転用するものでございます。賃貸借として25年の期間、月額128,000円にて転用するものでございます。

場所等につきましては12から14ページ、岩手県への農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書は15、16ページをご覧ください。

この案件につきましても現地調査をしておりますので、調査員から報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議長 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

横田推進委員 現地調査の結果について、推進委員の横田から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号12番の農地について報告します。

12番の対象地は●●の南側100メートルの所にあり、道路を挟んで反対側にはホームセンターがあります。対象地は、ホームセンターの反対側に位置する道路脇に現在駐車場として活用されている北側の奥で、現在は原野化されていることを確認いたしました。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

事務局長 続きまして、事務局から説明いたします。

受付番号12番の申請について説明いたします。

申請理由は議案書13ページの事業計画書記載の通り店舗、コンビニエンスストア建築に伴うものであり、店舗の名称や配置は14ページ掲載の通りとなります。なお、永久転用ではありますが所有権移転はせず、土地の権利は賃貸借設定となっております。

15ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足り得るものであると判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番府金委員 このコンビニは24時間営業ですか。

局長補佐 その予定です。

議長 流通経路はどうなっていますか。北から来るのか、南からか。

局長補佐 流通経路は分かりませんが、経営者は●●で、申請手続き等は青森の行政書士に依頼しております。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定につ

いて、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は17ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

18ページをご覧ください。

番号9、土地の所在は、大字土川第8地割地内の登記地目、畑、現況地目、宅地となっている2筆165.00㎡について、平成3年頃に住居を建築する際に建築する元地番に誤って境を超えて小屋の一部が造成されていた。今回その事が判明された事により分筆して申請したものでございます。

場所につきましては、19ページをご覧ください。

こちらについても、現地調査を実施しておりますので、調査員からの報告をお願いいたします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

横田推進委員 推進委員の横田から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号9番の農地について報告します。

9番の対象地は岩手平館線を一方井方面に向かう手前の●●の350メートル北側の所にあり、申請のとおり母屋である建築物が、境を越えて建てられていた事を確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。
次の議案第4号の案件につきましては、3番佐々木金見委員、4番菊池暢子委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席を求めます。

(3番佐々木金見委員、4番菊池暢子委員退席)

◎議案第4号

議 長 次に日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は20ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、21ページをご覧ください。

番号50から52までについて、先月お諮りしました境田・ニッ森地区の分となります。3筆分2,623㎡を追加した事により、農地面積231,628.61㎡に対して、95,025㎡となり集積率は、41.03パーセントとなります。

番号53から61につきましては、大股地区になります。

農地の全体面積129.7ヘクタール対し89.5ヘクタールの集積となり、集積率は70.5パーセントとなります。内訳としまして、農地の出し手、所有者の方は9名、受け手、担い手の方は6名となります。

番号62から126につきましては、上鳴沢・今松地区の一部でございます。

農地の全体面積173ヘクタール対し74ヘクタールの集積となり、集積率は43.3パーセントとなります。内訳としまして、農地の出し手、所有者の方は59名、受け手、担い手の方は37名となります。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。
番号3番佐々木委員、4番菊池委員の復席を認めます。

(3番佐々木金見委員、4番菊池暢子委員復席)

◎閉会の宣言

- 議 長 以上で、本日の日程は終了しました。
これをもちまして会議を閉じ、第6回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時05分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

5 番

6 番